

## 申立ての趣旨及び紛争の要点

### 申立ての趣旨

相手方は、申立人に対し、下記金員を支払う。

金 円

及び  $\left\{ \begin{array}{l} \input type="checkbox"/>上記金員 \\ \input type="checkbox"/>上記金員の内金 \end{array} \right\}$  円 } に対する

平成・令和 年 月 日から支払済みまで年 %の  
割合による金員

との調停を求める。

### 紛争の要点

- 1 申立人は、相手方から、次の約定で、別紙計算書のとおり借り受けた。
  - (1) 利 息 年 %
  - (2) 損 害 金 年 %
  - (3) 支払方法 毎月 日限り 円
  - (4) そ の 他
- 2 申立人は、相手方に対し、前項の借入金の利息及び元金として、別紙計算書のとおり弁済した。
- 3 これを利息制限法所定の制限利率に従って計算すると、最終取引日である平成・令和 年 月 日の時点で、申立人は、借入元本を 円 超えて相手方に支払っており、これによって、申立人は同額の損害を被り、相手方は同額の利得を得たことになる。 詳細は、別紙計算書のとおり  
相手方は登録を受けた貸金業者であり、利息制限法を超える金利で貸し付けていることを知りながら、申立人から弁済を受けていた。  
従って、過払金元金に  $\left\{ \begin{array}{l} \input type="checkbox"/>各過払金発生日 \\ \input type="checkbox"/>最終取引日 \end{array} \right\}$  の翌日から支払済みまで  
年 %の利息を付して返還すべきである。  
詳細は、別紙計算書のとおり
- 4 よって、申立ての趣旨記載の調停を求める。
- 5 その他の紛争の要点